

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、公営住宅関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

平成27年11月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	公営住宅法による公営住宅及び、住宅地区改良法による改良住宅を供給することにより、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 入居申込者の資格審査に関する事務 2. 家賃等の決定及び徴収に関する事務 3. 入居者の収入状況の報告に関する事務 4. 家賃等の減免及び徴収猶予に関する事務 5. 市営住宅の明渡し請求に関する事務 6. 市営住宅の入居承継及び同居承認に関する事務 7. 収入超過者及び高額所得者に関する事務 8. 不納欠損等に関する事務 9. 管理について条例で定める事項に関する事務
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 収滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 入居情報ファイル 2. 収滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番19、35 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18、26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7項及び別表第二(情報照会) 項番31、54 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会) 第22、28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長	高須賀 健二
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所建設部建築住宅課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

